

固定資産税に関する 申告についてお知らせします



■住宅用地申告書の提出はお済みですか？

住宅用地[※]は、その税負担を特に軽減する必要があることから、固定資産税および都市計画税について課税標準額の特例措置が設けられています。新たにこの特例措置の適用の対象となる場合や、現在適用されている内容に変更が生じた場合等は、申告していただく必要があります。正しい課税を行う上で、大変重要な手続きとなりますので、該当される人は住宅用地申告書に必要事項を記入し、提出してください。

※住宅用地

1月1日（賦課期日）において、住宅の敷地として用いられている土地を指します。住宅用地となる土地の面積は、家屋の床面積の10倍までとなります。

▷ 次のような場合は申告が必要です

どんなとき？	どんな例があるの？
非住宅用地を住宅用地に変更したとき	住宅の新築、店舗や事務所・倉庫などを住宅に変更する場合 など
住宅用地の面積を変更したとき	住宅用地の買い増し など
併用住宅で、居住部分とそれ以外の部分の床面積に変更があったとき	居住部分または店舗部分の増築や取り壊し など
住宅用地を非住宅用地に変更したとき	住宅の取り壊し、住宅を店舗や事務所・倉庫などに変更する場合 など
住宅戸数に変更があったとき	2棟あった住宅を1棟にした場合 など

●申告書の提出期限

土地の利用状況に変更があった翌年の1月31日
[※]平成22年度課税分については、来年の1月31日(日)が閉庁日にあたるため、2月1日(月)までとします。

◆償却資産の申告をしましょう

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、申告が義務付けられています。

◎償却資産とは？

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために所有している土地・家屋以外の事業用資産です。

■対象となる償却資産の一例

資産の種類	主な償却資産の例
構築物	広告塔、舗装・構内路面、家屋として課税されない建物 など
機械および装置	製造、加工、修理等に使用する機械、土木建設機械 など
船舶	客船、貨物船、漁船、モーターボート、釣り舟 など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
車両および運搬具	大型特殊車両、各種運搬車両、フォークリフト など
工具・器具 および備品	パソコン、コピー機、各種医療機器、レジスター など

※次に挙げるものは課税の対象になりません。

- 耐用年数が1年未満の資産
- 取得価格が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（小額償却資産）
- 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年以内に一括して均等償却するもの
- 自動車税および軽自動車税の対象となるもの

申告の方法

税務課固定資産税係または総合事務所市民窓口課税係に備え付けの申告書に必要事項を記入し、**来年の2月1日までに**提出してください。郵送でも受け付けます。

※過去に申告をし、固定資産課税台帳に登録されている人には、12月上旬に申告書を郵送します。

●問い合わせ・提出先 税務課（☎82-1127） 総合事務所市民窓口課（☎71-1523）